

まちづくり交付金

ねらい

合併後の市民交流を促進し、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを進める。

概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施するため、市町村が作成した交付期間3～5年の都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当する交付金。

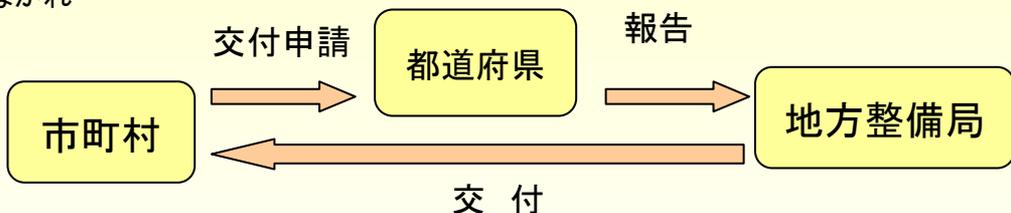
支援措置

交付対象事業に対して、概ね4割の国費を充当する。

施策・事業の枠組み

○事業主体
市町村

○ながれ



※ただし、政令指定都市は、直接、地方整備局に交付申請を行う。

○申請スケジュール
6月頃 概算要望調査
11月頃 本要望調査（ヒアリング）
翌年3月 内示